

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
告 示	
◎鳥獣保護区の存続期間の更新	(中山間地域 対策課) 1
◎特別保護地区の指定	(〃) 1
◎特定猟具使用禁止区域(銃)の指定	(〃) 1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係 る通知の揭示(2件)	(治山林道課) 5
○公共測量の実施の通知(3件)	(用地対策課) 6
○国土調査の成果の認証	(〃) 6
公 告	
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 6
落札公告	
○落札者等の公告	(南海トラフ 地震対策課) 7
○落札者等の公告	(警察本部会 計課) 7
正 誤	
○正誤(令8・3・10付け 告示)	8

告 示

高知県告示第467号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第46号)による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき指定した穴内川ダム鳥獣保護区、高ノ森鳥獣保護区、四国カルスト鳥獣保護区及び千尋岬鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第7項ただし書の規定に基づき次のとおり存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該鳥獣保護区の名称、区域及び存続期間を告示する。

令和8年7月21日

高知県知事 濱田 省司

名称	区域	存続期間
穴内川	香美市土佐山田町上穴内の県道蟹越	令和8年11

ダム鳥獣保護区	繁籐と国有林道不寒冬線との接点を起点とし、同所から同国有林道を南進し林道檜ヶ谷線との接点に至り、同所から同林道を北進及び西進し同県道との接点(両国橋北詰め)に至り、同所から同県道を北進、北東進及び南進して起点に達する線に囲まれた区域(国有林の区域を除く。)	月15日から 令和18年11 月14日まで
高ノ森鳥獣保護区	高知市奥福井の市道初月1号線と県道高知北部環状との交点を起点とし、同所から同県道を西進し県道高知伊予三島との接点に至り、同所から同県道を北西進し同市尾立10番地2の通称皆田カーブの高ノ森(鴻ノ森)尾根突出部との接点に至り、同所から同尾根突出部を北東進し四国電力株式会社の鏡川線14号鉄塔に至り、同所から稜線を北東進し高ノ森(鴻ノ森)三角点(標高299.9メートル)に至り、同所から稜線を南東進し市道初月26号線との接点に至り、同所から同市道を南東進し市道初月1号線との接点に至り、同所から同市道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域	令和8年11 月15日から 令和18年11 月14日まで
四国カルスト鳥獣保護区	高岡郡津野町天狗滝の県道四国カルスト公園と枝ヶ谷川との交点(床板橋南詰め)を起点とし、同所から同川を北西進し同町と同郡樺原町との境界との交点に至り、同所から同境界を北西進し高知県と愛媛県との境界との接点に至り、同所から同境界を東進し同郡津野町と吾川郡仁淀川町との境界との接点(天狗の森頂上)に至り、同所から同境界を東進し黒滝山頂上に至り、同所から南に延びる稜線を進み高岡郡津野町芳生野字上ミノタキ丙4126番地の枝ヶ谷部落に通ずる歩道との交点に至り、同所から同歩道を西進し通称不動岩の稜線との交点に至り、同所から同稜線を北西進し同県道に通ずる歩道との接点に至り、同所から同歩道を南西進し同県道との接点に至り、同所から同県道を南西進して起点に達する線	令和8年11 月15日から 令和18年11 月14日まで

	に囲まれた区域	
千尋岬鳥獣保護区	土佐清水市下川口字ウドヒラ1174番地1の国道321号を起点とし、同所から同国道を東進し市道三崎臨港線との接点に至り、同所から同市道を南東進し満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を南東進、南西進及び南東進し明神鼻に至り、同所から同海岸線を西進及び南西進し同市三崎字南千尋4944番地(砥崎)に至り、同所から同市下川口字浜田の通称ロウコウ谿の南端を見通した線を直進し同所に至り、同所から起点を見通した線を直進して起点に達する線に囲まれた区域	令和8年11 月15日から 令和18年11 月14日まで

高知県告示第468号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定に基づき次のとおり特別保護地区の指定をするので、同条第4項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該特別保護地区の名称、区域及び存続期間を告示する。

令和8年7月21日

高知県知事 濱田 省司

名称	区域	存続期間
千尋岬特別保護地区	土佐清水市三崎の市道見残線の終点を起点とし、同所から県有地と民有地との境界を南東進し満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を南東進し更に岬をう回し見残船着場を経て同市三崎字キタチヒロ4991番地先の同市の所有地と民有地との境界との接点に至り、同所から同境界を東進し同市道との接点に至り、同所から同市道を南進して起点に達する線に囲まれた区域	令和8年11 月15日から 令和18年11 月14日まで

高知県告示第469号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域の指定をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和8年7月21日

特定猟具使用禁止区域（銃）	国伊野と町道山手線との接点を起点とし、同所から同町道を西進し町道本山線との接点に至り、同所から同町道を西進し国道33号との接点に至り、同所から同国道を北西進し国道194号との接点に至り、同所から同国道を北西進し町道谷柿奈路線との接点に至り、同所から同町道を北進し四国電力株式会社の送電線の直下との交点に至り、同所から同送電線の直下を北東進し同県道との交点に至り、同所から同県道を南進して起点に達する線に囲まれた区域	月15日から 令和18年11月14日まで			タウン 特定猟具使用禁止区域（銃）	との接点を起点とし、同所から同市道を北進し市道春野町691号線との接点に至り、同所から同市道を北進し同市道の終点に至り、同所から西を見通す線を直進し稜線との接点に至り、同所から同稜線を北進し旧高知市と旧春野町との境界との接点（烏帽子山三角点（標高358.7メートル））に至り、同所から同境界を東進及び南進し同県道との接点に至り、同所から同県道を西進して起点に達する線に囲まれた区域	令和18年11月14日まで					の県道横浪公園との接点に至り、同所から同県道を南西進し市道坂内3号線との接点に至り、同所から同市道を北東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を北西進し市道菅2号線との接点に至り、同所から同市道を南西進し市道菅1号線との接点に至り、同所から同市道を北進し同県道との接点に至り、同所から同県道を西進して起点に達する線に囲まれた区域			
琴平山 特定猟具使用禁止区域（銃）	吾川郡いの町枝川の国道33号と農道八代線との接点を起点とし、同所から同農道を北東進し樹園地農道宗安寺線との接点に至り、同所から同樹園地農道を北東進し町道八代宗安寺線との接点に至り、同所から同町道を北東進し同町と高知市との境界との接点に至り、同所から同境界を南進し同国道との交点に至り、同所から同国道を西進して起点に達する線に囲まれた区域	令和8年11月15日から 令和18年11月14日まで	銃器		横浪特 定猟具使用禁止区域（銃）	須崎市浦ノ内東分の県道横浪公園と県道須崎仁ノとの接点を起点とし、同所から同県道を西進し市道中ノ浦清水線との接点に至り、同所から同市道を北進し県道浦ノ内仏坂多ノ郷停車場との接点に至り、同所から同県道を北西進し市道大浦9号線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道大浦11号線との接点に至り、同所から同市道を北東進し同市道の終点から同市浦ノ内東分字ヲヲナロ3880番地3地先に通ずる歩道との接点に至り、同所から同歩道を南東進し同市大浦集落と同市西谷集落との境界である稜線との接点（同市浦ノ内東分字ヲヲナロ3880番地3）に至り、同所から同稜線を南東進し同市浦ノ内東分字カサマツ3917番地イ地先の同県道との接点に至り、同所から同県道を東進し県道須崎仁ノとの接点に至り、同所から同県道を東進し同市浦ノ内立目摺木字ヤマヨコナミ818番地先の満潮位の海岸線との接点（横浪鳥獣保護区界）に至り、同所から同海岸線を西進し湾内をう回し同市浦ノ内東分字ホリコシ2271番地先	令和8年11月15日から 令和18年11月14日まで	銃器			光松特 定猟具使用禁止区域（銃）	須崎市浦ノ内の県道須崎仁ノの浦ノ内トンネルの西口を起点とし、同所から同トンネルの直上を北東進し稜線に至り、同所から稜線を東進し虎木岬に至り、同所から満潮位の海岸線を南進、西進及び北進し同県道との接点（東立目橋東詰め）に至り、同所から同県道を北東進して起点に達する線に囲まれた区域	令和8年11月15日から 令和18年11月14日まで	銃器	
仁淀川 特定猟具使用禁止区域（銃）	吾川郡いの町伊野の国道33号と県道高知南環状との接点を起点とし、同所から同県道を南東進及び南進し仁淀川の八田堰の東方向の延長線との接点に至り、同所から同延長線、同堰及び同堰の西方向の延長線を西進し同延長線と県道土佐伊野との接点に至り、同所から同県道を北西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を北進及び東進して起点に達する線に囲まれた区域	令和8年11月15日から 令和18年11月14日まで	銃器			江師特 定猟具使用禁止区域（銃）	高岡郡四万十町江師の町道江師西ノ川線と町道江師線との接点（西ノ谷橋東詰め）を起点とし、同所から同町道を北西進し町道江師7号線との接点に至り、同所から同町道を北進及び東進し町道江師6号線との接点に至り、同所から同町道を南東進し後川谷との交点に至り、同所から同谷を北進し尾根との接点に至り、同所から同尾根を南東進及び南西進し同町江師575番地の西側の地先の櫛原川右岸との接点に至り、同所から同右岸を西進し西谷川左岸との接点に至り、同所から同左岸を北西進して起点に達する線に囲まれた区域	令和8年11月15日から 令和18年11月14日まで	銃器			橋上特	宿毛市橋上町橋上の市道橋上	令和8年11	銃器
高知南 ニュー	高知市春野町内ノ谷の県道高知南環状と市道春野町734号線	令和8年11月15日から	銃器												

定猟具 使用禁 止区域 （銃）	2号線と県道宿毛津島との接点を起点とし、同所から同県道を北西進し松田川右岸との交点に至り、同所から同右岸を南西進及び北西進し京法川右岸との接点に至り、同所から同右岸を北西進及び南西進し木和田谷との接点に至り、同所から同市橋上町奥奈路563番地先を見通す線を北進し市道京法線との接点に至り、同所から同市道を北東進し市道奥奈路京法線との接点に至り、同所から同市道を東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を北西進し市道橋上奥奈路線との接点に至り、同所から同市道を南東進及び南進し市道サンデ線との接点に至り、同所から同市道を南東進及び南西進し市道川平線との接点に至り、同所から同市道を南東進し県道橋上平田との接点に至り、同所から同県道を南西進し市道シイデ線との接点に至り、同所から同市道を南西進し市道平野シイデ線との接点に至り、同所から同市道を南西進し松田川左岸の堤防下の農道との接点に至り、同所から同農道を南西進し同市中角字船床36番地と字丸池37番地との境界との接点に至り、同所から同川右岸の堤防上の管理道と農道船床線との接点を見通す線を北西進し同接点に至り、同所から同農道を北西進し県道宿毛津島との接点に至り、同所から同県道を北東進し市道橋上2号線との接点に至り、同所から同市道を北東進及び北西進して起点に達する線に囲まれた区域	月15日から 令和18年11 月14日まで		具使用 禁止区 域(銃)	同村道を南西進し県道中村宿毛との交点に至り、同所から同県道を北進し村道小野駄場線との接点に至り、同所から同村道を南東進し村道柚ノ木宮ノ川線との接点に至り、同所から同村道を東進し県道土佐清水宿毛との接点に至り、同所から同県道を北東進、北西進及び北進し県道宗呂中村との交点に至り、同所から同県道を北東進し村道宮ノ川線支1号線との接点に至り、同所から同村道を東進し村道宮ノ川線（本線）との接点に至り、同所から同村道を南進して起点に達する線に囲まれた区域	月14日まで							市道菜生耳崎線との交点に至り、同所から同市道を北進して起点に達する線に囲まれた区域		
	斗賀野 駅前特 定猟具 使用禁 止区域 （銃）	高岡郡佐川町大字中組地区の四国旅客鉄道株式会社土讃線と町道斗賀野西山線との接点（白倉踏切）を起点とし、同所から同町道を西進し町道芝の坊8号線との接点に至り、同所から同町道を北進及び北東進し、町道芝の坊1号線との接点に至り、同所から同町道を北進し町道駅前丁塚谷線との接点に至り、同所から同町道を西進及び北進し町道二ノ部1号線との接点に至り、同所から同町道を東進し、四国旅客鉄道株式会社土讃線との交点（安岡川橋梁）に至り、同所から四国旅客鉄道株式会社土讃線を南西進し起点に達する線に囲まれた区域	令和8年11 月15日から 令和18年11 月14日まで		銃器										
行川特 定猟具 使用禁 止区域 （銃）	高知市針原の市道朝倉3号線の毘沙後橋南詰めを起点とし、同所から四国電力株式会社の電柱ビシャゴ1を見通す線を西進し同電柱に至り、同所から四国電力株式会社の電柱ビシャゴ5を見通す線を南西進し同電柱に至り、同所からN T T株式会社の電柱針原支53を見通す線を南西進し同電柱に至り、同所から四国電力株式会社の電柱ハリハラ8を見通す線を南進し同電柱に至り、同所から四国電力株式会社の電柱ジョーリ17E3を見通す線を北西進し同電柱に至り、同所からソフトバンク株式会社の電柱高知0479032を見通す線を北西進し同電柱に至り、同所から四国電力株式会社P L B高知上里局を見通す線を南西進し同所に至り、同所から市道朝倉17号線を南西進及び南進し	令和8年11 月15日から 令和18年11 月14日ま での毎年 11月15日 から12月31 日及び当該 年の翌年の2 月16日から 3月31日ま で	銃器												
柚ノ木 宮ノ川 特定猟	幡多郡三原村字宮ノ川の村道宮ノ川線（本線）と村道中央線との接点を起点とし、同所から	令和8年11 月15日から 令和18年11	銃器	室戸広 域公園 室戸市 中央公 園特定 猟具使 用禁止 区 域 （銃）	室戸市室戸岬町耳崎の国道55号と市道菜生耳崎線との接点を起点とし、同所から同国道を北西進及び北東進し市道渡川線との接点に至り、同所から同市道を北東進し県道室戸公園（室戸スカイライン）との接点に至り、同所から同県道を東進し室戸広域公園の区域と民有地との境界である尾根との接点に至り、同所から同尾根を北進し蔵戸谷川との接点に至り、同所から同川を北進し磯道谷川との接点に至り、同所から同川を東進、南進及び東進し市道室戸広域公園線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道椎名室戸との接点に至り、同所から同県道を東進し旧市道岬テレビ線との接点に至り、同所から同旧市道を南進し同広域公園の区域と民有地との境界との接点に至り、同所から同境界を南進し同旧市道との接点に至り、同所から同旧市道を南進し県道室戸公園との接点に至り、同所から同県道を北進し菜生谷川との接点に至り、同所から同川を西進し	令和8年11 月15日から 令和18年11 月14日まで	銃器								

	四国電力株式会社の電柱リョーケ38N10に至り、同所から株式会社N T T ドコモの電柱ドコモ土佐朝倉一鏡葛山35を見通す線を南進し同所に至り、同所から市道朝倉16号線を南進、西進、南進、南東進及び東進し株式会社N T T ドコモの電柱ドコモ土佐朝倉一鏡葛山16に至り、同所から四国電力株式会社の電柱ナメカワ91Aを見通す線を南西進し同電柱に至り、同所から農道黒奴田線を南進、西進及び南進し同農道の南詰に至り、同所から高知市と吾川郡いの町との境界を見通す線を南進し、同所から同境界を東進、南東進及び北東進し城ヶ森山頂に至る稜線との接点に至り、同所から同稜線を北進し同山頂に至り、同所から東へ延びる稜線を東進し鏡川右岸の県道大河内朝倉停車場との接点に至り、同所から同県道を北西進及び北進し大河内橋西詰に至り、同所から市道朝倉5号線を北西進、北進、東進及び北進し四国電力株式会社の電柱ナメカワ2 N 5に至り、同所から農道針原線を北進及び北西進し市道朝倉55号線の東詰めに至り、同所から同市道を西進、北西進及び北進し同市道の北詰めに至り、同所から城ノ平橋へつづく農道を北東進、東進及び南東進し城ノ平橋東詰めに至り、同所から高知県が管理している鏡川の管理道を南進、北東進及び北進し札場ノ下橋の西詰めに至り、同所から鏡川右岸を北進し起点に達する線に囲まれた区域				止区域（銃）	ら同国道を北東進し岡本橋南詰めとの接点に至り、同所から同橋を北進し同橋北詰に至り、同所から四国電力株式会社の電柱コウチダニ1 R 4を見通す線を南西進し同電柱に至り、同所から市道和田伊才原線を南進及び西進し同市道と県道昭和中村との接点に至り、同所から下内川橋東詰めを見通す線を北西進し下内川橋東詰めに至り、同所から同橋を西進し同橋西詰めに至り、同所から後川右岸を南進及び南西進し藤頭首工に至り、同所右岸端から左岸端に至り、同所から四国電力株式会社の電柱ワラビオカ89W 4を見通す線を南東進し同電柱に至り、同所から南東進して起点に達する線に囲まれた区域	月14日まで			玉川 末弘 （5）ア 登記簿記載の住所 滋賀県大津市国分二丁目 9 番19号 イ 氏名 森脇 祐幸 （6）ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川縦ノ木山1802番地 イ 氏名 岡林 良佳 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 （1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 吾川郡いの町小川縦ノ木山宇西ノ峯3929、3930の 1 から3930の 3 まで、3931から3934まで、3936、3939から3941まで、3970、3975、3976、字泉屋式5475から5484まで、5486、5490、5491 （2） 保安林として指定された目的 水源の涵養 （3） 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第471号 令和 8 年 5 月農林水産省告示第685号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和 8 年 7 月21日 高知県知事 濱田 省司 1 所在不分明の森林所有者 （1）ア 登記簿記載の住所 愛媛県松山市来住町1212番地34 イ 氏名 野中 清志 （2）ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村別枝1398番地 イ 氏名 中添 秀雄 （3）ア 登記簿記載の住所 高岡郡別府村別枝199番地 イ 氏名 西川 武治 （4）ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村別枝2104番地 イ 氏名 野中 清志
高知	蕨岡特定猟具使用禁	四万十市蕨岡甲の国道439号線の四国電力株式会社の電柱ワラビオカ89を起点とし、同所か	令和 8 年11月15日から 令和18年11	銃器		高知県告示第470号 令和 8 年 5 月農林水産省告示第684号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和 8 年 7 月21日 高知県知事 濱田 省司 1 所在不分明の森林所有者 （1）ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川縦ノ木山978番地 イ 氏名 高橋 智代 （2）ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川縦ノ木山666番地 イ 氏名 玉川 勇 （3）ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川縦ノ木山666番地 イ 氏名 玉川 和英 （4）ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川縦ノ木山666番地 イ 氏名				

(5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村別枝2104番地 イ 氏名 野中 鶴子 (6)ア 登記簿記載の住所 広島県呉市広町14711番地 5 イ 氏名 西森 輝一 (7)ア 登記簿記載の住所 高知市中万々 2 番地18 イ 氏名 中野 勢流 (8)ア 登記簿記載の住所 高知市百石町二丁目10番11号 イ 氏名 大谷 己生男 (9)ア 登記簿記載の住所 大阪府大阪市生野区大友町一丁目40番地 イ 氏名 西谷 伸介 (10)ア 登記簿記載の住所 兵庫県神戸市灘区篠原南町五丁目 5 番 9 号 イ 氏名 古味 道信	1 作業種類 公共測量（用地測量） 2 作業期間 令和 8 年 6 月15日から同年12月25日まで 3 作業地域 南国市廿枝地内 高知県告示第473号 高知県農業振興部中央東農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和 8 年 7 月 3 日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により告示する。 令和 8 年 7 月21日	高知県知事 濱田 省司	(3) いの町 2 調査を行った地域及び時期 (1) 須崎市下分乙及び神田の各一部、横町並びに中町 令和 3 年度から令和 6 年度まで (2) 宿毛市桜町、松田町及び宿毛の各一部 令和 3 年度及び令和 4 年度 (3) 吾川郡いの町葛原、成山及び清水上分の各一部 令和 4 年度から令和 6 年度まで 3 成果の名称 (1) 須崎市地籍図及び地籍簿 (2) 宿毛市地籍図及び地籍簿 (3) いの町地籍図及び地籍簿 4 認証年月日 令和 8 年 7 月21日		
				----- 公 告 -----	
				土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、高知市五台山東部土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。 令和 8 年 7 月21日	
				高知県知事 濱田 省司	
				役名 氏 名 住 所 (退任)	
				理事 横田 正人 高知市五台山3036番地 〃 横田 修明 〃 〃 2200番地 〃 横田 昌幸 〃 〃 2209番地 〃 北村 洋一 〃 〃 2185番地 〃 鍋島 俊郎 〃 介良丙446番地 〃 藤本 青史 〃 〃 乙2688番地 5 〃 野中 清文 〃 五台山2144番地 監事 横田 彰 〃 〃 3053番地 〃 横田 和秀 〃 〃 2203番地 〃 横田 青昌 〃 〃 2208番地	
				(就任)	
				理事 水口 晃 高知市五台山2479番地 〃 横田 修明 〃 〃 2200番地 〃 横田 昌幸 〃 〃 2209番地 〃 北村 洋一 〃 〃 2185番地 〃 鍋島 俊郎 〃 介良丙446番地 〃 藤本 青史 〃 〃 乙2688番地 5 〃 野中 清文 〃 五台山2144番地 監事 横田 彰 〃 〃 3053番地 〃 横田 和秀 〃 〃 2203番地 〃 横田 青昌 〃 〃 2208番地	
				2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 吾川郡仁淀川町別枝字稲木畝2767の 3、2767の 5、2767の 7、2768の 1 から2768の 3 まで、2768の 5、2768の 7 から2768の21まで、字滝ノ上山2861の 1 から2861の 3 まで、2861の 5 から2861の18まで、字鳥形山2866の 8 から2866の28まで、2866の31、2866の39、2866の41、2866の43、字日比原2770の 1、2770の 2、2770の23から2770の31まで、2771の 1 から2771の 3 まで、2771の 6、2771の 8、2771の43、2771の 48から2771の52まで (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養 (3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について	1 作業種類 公共測量（基準点測量、現地測量） 2 作業期間 令和 8 年 4 月28日から同年 9 月30日まで 3 作業地域 長岡郡本山町下関 高知県告示第474号 高知県土木部中央東土木事務所永瀬ダム管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和 8 年 7 月 3 日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により告示する。 令和 8 年 7 月21日
----- 公 告 -----					
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、高知市五台山東部土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。 令和 8 年 7 月21日					
高知県知事 濱田 省司					
役名 氏 名 住 所 (退任)					
理事 横田 正人 高知市五台山3036番地 〃 横田 修明 〃 〃 2200番地 〃 横田 昌幸 〃 〃 2209番地 〃 北村 洋一 〃 〃 2185番地 〃 鍋島 俊郎 〃 介良丙446番地 〃 藤本 青史 〃 〃 乙2688番地 5 〃 野中 清文 〃 五台山2144番地 監事 横田 彰 〃 〃 3053番地 〃 横田 和秀 〃 〃 2203番地 〃 横田 青昌 〃 〃 2208番地					
(就任)					
理事 水口 晃 高知市五台山2479番地 〃 横田 修明 〃 〃 2200番地 〃 横田 昌幸 〃 〃 2209番地 〃 北村 洋一 〃 〃 2185番地 〃 鍋島 俊郎 〃 介良丙446番地 〃 藤本 青史 〃 〃 乙2688番地 5 〃 野中 清文 〃 五台山2144番地 監事 横田 彰 〃 〃 3053番地 〃 横田 和秀 〃 〃 2203番地 〃 横田 青昌 〃 〃 2208番地					
高知県告示第472号 農林水産省中国四国農政局高知南国農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和 8 年 6 月24日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により告示する。 令和 8 年 7 月21日	1 作業種類 公共測量（用地測量） 2 作業期間 令和 8 年 6 月15日から同年12月25日まで 3 作業地域 南国市廿枝地内 高知県告示第473号 高知県農業振興部中央東農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和 8 年 7 月 3 日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により告示する。 令和 8 年 7 月21日	高知県知事 濱田 省司	(3) いの町 2 調査を行った地域及び時期 (1) 須崎市下分乙及び神田の各一部、横町並びに中町 令和 3 年度から令和 6 年度まで (2) 宿毛市桜町、松田町及び宿毛の各一部 令和 3 年度及び令和 4 年度 (3) 吾川郡いの町葛原、成山及び清水上分の各一部 令和 4 年度から令和 6 年度まで 3 成果の名称 (1) 須崎市地籍図及び地籍簿 (2) 宿毛市地籍図及び地籍簿 (3) いの町地籍図及び地籍簿 4 認証年月日 令和 8 年 7 月21日		
				----- 公 告 -----	
				土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、高知市五台山東部土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。 令和 8 年 7 月21日	
				高知県知事 濱田 省司	
				役名 氏 名 住 所 (退任)	
				理事 横田 正人 高知市五台山3036番地 〃 横田 修明 〃 〃 2200番地 〃 横田 昌幸 〃 〃 2209番地 〃 北村 洋一 〃 〃 2185番地 〃 鍋島 俊郎 〃 介良丙446番地 〃 藤本 青史 〃 〃 乙2688番地 5 〃 野中 清文 〃 五台山2144番地 監事 横田 彰 〃 〃 3053番地 〃 横田 和秀 〃 〃 2203番地 〃 横田 青昌 〃 〃 2208番地	
				(就任)	
				理事 水口 晃 高知市五台山2479番地 〃 横田 修明 〃 〃 2200番地 〃 横田 昌幸 〃 〃 2209番地 〃 北村 洋一 〃 〃 2185番地 〃 鍋島 俊郎 〃 介良丙446番地 〃 藤本 青史 〃 〃 乙2688番地 5 〃 野中 清文 〃 五台山2144番地 監事 横田 彰 〃 〃 3053番地 〃 横田 和秀 〃 〃 2203番地 〃 横田 青昌 〃 〃 2208番地	
				1 調査を行った者の名称 (1) 須崎市 (2) 宿毛市	1 作業種類 公共測量（基準点測量、現地測量） 2 作業期間 令和 8 年 4 月28日から同年 9 月30日まで 3 作業地域 長岡郡本山町下関 高知県告示第474号 高知県土木部中央東土木事務所永瀬ダム管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和 8 年 7 月 3 日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により告示する。 令和 8 年 7 月21日
----- 公 告 -----					
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、高知市五台山東部土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。 令和 8 年 7 月21日					
高知県知事 濱田 省司					
役名 氏 名 住 所 (退任)					
理事 横田 正人 高知市五台山3036番地 〃 横田 修明 〃 〃 2200番地 〃 横田 昌幸 〃 〃 2209番地 〃 北村 洋一 〃 〃 2185番地 〃 鍋島 俊郎 〃 介良丙446番地 〃 藤本 青史 〃 〃 乙2688番地 5 〃 野中 清文 〃 五台山2144番地 監事 横田 彰 〃 〃 3053番地 〃 横田 和秀 〃 〃 2203番地 〃 横田 青昌 〃 〃 2208番地					
(就任)					
理事 水口 晃 高知市五台山2479番地 〃 横田 修明 〃 〃 2200番地 〃 横田 昌幸 〃 〃 2209番地 〃 北村 洋一 〃 〃 2185番地 〃 鍋島 俊郎 〃 介良丙446番地 〃 藤本 青史 〃 〃 乙2688番地 5 〃 野中 清文 〃 五台山2144番地 監事 横田 彰 〃 〃 3053番地 〃 横田 和秀 〃 〃 2203番地 〃 横田 青昌 〃 〃 2208番地					
2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 吾川郡仁淀川町別枝字稲木畝2767の 3、2767の 5、2767の 7、2768の 1 から2768の 3 まで、2768の 5、2768の 7 から2768の21まで、字滝ノ上山2861の 1 から2861の 3 まで、2861の 5 から2861の18まで、字鳥形山2866の 8 から2866の28まで、2866の31、2866の39、2866の41、2866の43、字日比原2770の 1、2770の 2、2770の23から2770の31まで、2771の 1 から2771の 3 まで、2771の 6、2771の 8、2771の43、2771の 48から2771の52まで (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養 (3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について	1 作業種類 公共測量（基準点測量、現地測量） 2 作業期間 令和 8 年 4 月28日から同年 9 月30日まで 3 作業地域 長岡郡本山町下関 高知県告示第474号 高知県土木部中央東土木事務所永瀬ダム管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和 8 年 7 月 3 日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により告示する。 令和 8 年 7 月21日	高知県知事 濱田 省司			
				----- 公 告 -----	
				土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、高知市五台山東部土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。 令和 8 年 7 月21日	
				高知県知事 濱田 省司	
				役名 氏 名 住 所 (退任)	
				理事 横田 正人 高知市五台山3036番地 〃 横田 修明 〃 〃 2200番地 〃 横田 昌幸 〃 〃 2209番地 〃 北村 洋一 〃 〃 2185番地 〃 鍋島 俊郎 〃 介良丙446番地 〃 藤本 青史 〃 〃 乙2688番地 5 〃 野中 清文 〃 五台山2144番地 監事 横田 彰 〃 〃 3053番地 〃 横田 和秀 〃 〃 2203番地 〃 横田 青昌 〃 〃 2208番地	
				(就任)	
				理事 水口 晃 高知市五台山2479番地 〃 横田 修明 〃 〃 2200番地 〃 横田 昌幸 〃 〃 2209番地 〃 北村 洋一 〃 〃 2185番地 〃 鍋島 俊郎 〃 介良丙446番地 〃 藤本 青史 〃 〃 乙2688番地 5 〃 野中 清文 〃 五台山2144番地 監事 横田 彰 〃 〃 3053番地 〃 横田 和秀 〃 〃 2203番地 〃 横田 青昌 〃 〃 2208番地	

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

- 令和8年7月21日
高知県知事 濱田 省司
- 落札に係る購入物品の名称及び数量
自走式シャワーカー 5台
 - 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県危機管理部南海トラフ地震対策課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
 - 落札者を決定した日
令和8年5月22日
 - 落札者の氏名及び住所
アクアデザインシステム株式会社 高知市横浜新町五丁目2409番地
 - 落札金額
71,940,000円
 - 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 政令第6条の公告をした日
令和8年4月8日

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和8年7月21日  
高知県警察本部長 岩田 康弘

- 随意契約に係る借入物品の名称及び数量  
出先所属用小型サーバ 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4番30号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和8年6月12日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社四国支店 香川県高松市中野町29-2
- 随意契約に係る契約金額  
月額 1,086,800円

- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当するため

-----  
正 誤  
-----

| 公報日付    | 公報番号  | 種類  | ページ | 欄<br>(行)     | 正                                                          | 誤                                                          |
|---------|-------|-----|-----|--------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 令8・3・10 | 10819 | ○告示 | 8   | 左<br>(36～41) | <div>高知市旭駅前町字南カグソ<br/>43番4から<br/>高知市旭駅前町字古川8番<br/>まで</div> | <div>高知市旭駅前町字南ガクソ<br/>43番4から<br/>高知市旭駅前町字古川8番<br/>まで</div> |